

項 目	内 容
1. 商品名	総合貯蓄口座
2. 販売対象	個人のお客様に限定させていただきます。(未成年の方はお取り扱いできません。)
3. 期間	<p>普通預金：普通預金のお取り扱いと同様です。</p> <p>貯蓄預金：貯蓄預金のお取り扱いと同様です。</p> <p>定期預金：各定期預金のお取り扱いと同様です。</p> <p>* 総合貯蓄口座にお預け入れできる定期預金は次のとおりです。</p> <p>自由金利型定期預金・自由金利型定期預金(M型)・期日指定定期預金・変動金利定期預金・定額複利預金</p>
4. 預入(受入)方法	<p>普通預金：普通預金のお取り扱いと同様です。</p> <p>貯蓄預金：貯蓄預金のお取り扱いと同様です。</p> <p>定期預金：各定期預金のお取り扱いと同様です。</p>
5. 払戻(支払)方法	<p>普通預金：普通預金のお取り扱いと同様です。</p> <p>* 普通預金の残高が不足する場合には、総合貯蓄口座の定期預金を担保とし、担保の90%または最高300万円まで当座貸越による自動融資が受けられます。</p> <p>貯蓄預金：貯蓄預金のお取り扱いと同様です。</p> <p>定期預金：各定期預金のお取り扱いと同様です。</p>
6. 利息	<p>普通預金：普通預金のお取り扱いと同様です。</p> <p>貯蓄預金：貯蓄預金のお取り扱いと同様です。</p> <p>定期預金：各定期預金のお取り扱いと同様です。</p> <p>当座貸越</p> <p>A. 貸越利率</p> <p>担保となる定期預金の種類により次のとおりとします。</p> <p>(a) 自由金利型定期預金(M型)、大口定期：約定利率 + 0.5%</p> <p>(b) 期日指定定期預金：「2年以上の利率」 + 0.5%</p> <p>(c) 定額複利預金：「5年利率」 + 0.5%</p> <p>(d) 変動金利定期預金：適用中の利率 + 0.5%</p> <p>B. 利息徴求頻度</p> <p>毎年2月と8月の当金庫所定の日に普通預金より自動的に引き落とします。</p> <p>C. 計算方法</p> <p>毎日の当座貸越最終残高について付利単位を100円とし、1年を365日とした日割計算により算出します。</p>
7. 手数料	普通預金および貯蓄預金のキャッシュカードによるお支払い等にあたっては、カード規定に定める手数料がかかることがあります。
8. 中途解約時の取り扱い	<p>普通預金：普通預金のお取り扱いと同様です。</p> <p>貯蓄預金：貯蓄預金のお取り扱いと同様です。</p> <p>定期預金：各定期預金のお取り扱いと同様です。</p>
9. 重要事項について	<p>総合貯蓄口座にお預入いただく普通預金、貯蓄預金および定期預金は預金保険の対象となります。(1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)</p> <p>定期預金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、やむをえず満期日前に解約する場合には、各定期預金種類の満期日前解約の取扱いに準じます。</p>
10. その他参考事項	総合貯蓄口座および通帳は、譲渡または質入れすることができません。

11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日 9 時～17 時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。</p>
-----------------------	--